

平成24年6月1日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

監査委員公告

○監査の結果に基づき講じた措置の公表…………… 1

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求について監査を実施し、その結果を秋田県知事に勧告したところ、次のとおり当該勧告に基づき講じた措置について通知があったので、同条第9項の規定に基づき公表する。

平成24年6月1日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭
財—————82
平成24年5月31日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

住民監査請求に係る監査委員の勧告に対する措置について（回答）

平成24年5月11日付け監委-110で勧告のあった独立行政法人福祉医療機構への心身障害者扶養共済保険料の過大な支出について、次のとおり返還されました。

今後、当該保険料の支出にあたっては、確認を十分行いながら適正な執行を行うとともに、今回の問題を契機として、全庁的に改めて綱紀の保持に努めてまいります。

1 返還額及び利息計算

(1) 返還額

過支出相当額	502,200円
利息	165,151円
合計	667,351円

(2) 利息計算

利息は、過払いとなった保険料が県から支出された翌日から平成24年5月31日までの期間について、民法法定利率により年5分の利率で計算。

2 返還者

過支出保険料返還会（代表 市川講二）

（当時当該事務に関係していた本庁の部長・次長・課長・担当者並びに地方機関の長・課長・担当者の有志40人程度で構成される任意の団体）

3 返還日

平成24年5月31日